

## < 調査の概要 >

学校基本調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第13号として、文部科学省所管のもとに昭和23年以降学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）により毎年実施されているもので、平成16年度の調査概要は、次のとおりである。

### 1 調査目的

この調査は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校ならびに同法第82条の2に定める専修学校および同法第83条に定める各種学校についての基本的事項である学校数、教職員数、在学者数および卒業生数等を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査の範囲

国立を含む小学校、中学校、高等学校、盲・ろう・養護学校、幼稚園、専修学校および各種学校ならびに学校通信教育および不就学学齢児童・生徒について調査したものである。

### 3 調査の種類および調査事項

調査の種類	主要調査事項
学校調査	学校数、学級数、在学者数、教職員数、入学者数、卒業生数
学校通信教育調査	学校数、生徒数、教職員数
不就学学齢児童・生徒調査	就学免除者および就学猶予者の状況、居所不明および死亡した学齢児童・生徒数
学校施設調査	学校の土地および建物の用途別面積
卒業後の状況調査	平成16年3月に、中学校を卒業した者の卒業後の状況 平成16年3月に、高等学校を卒業した者、盲・ろう・養護学校の中学部および高等部卒業者の卒業後の状況（年度途中（平成15年4月1日～平成16年3月31日）に卒業を認められたものも含む）

### 4 調査の期日

平成16年5月1日

### 5 調査の方法

県内の市町村立・私立学校（高等学校を除く）および市町村教育委員会に対し、市町村長を経由して調査票を配布、収集して調査を実施する。県立学校・私立高等学校については、直接調査票を配布して調査を実施する。なお、国立学校については、当該学校長から提出された調査票による。

## < 利用上の注意 >

- この統計表の数値は速報値であり、後日、文部科学省が公表する数値をもって確定数値とする。
- 比率は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までとした。
- 用語の意味は、次のとおりである。

$$\text{高等学校（または大学）等進学率} = \frac{\text{高等学校（または大学）等進学者}}{\text{卒業生総数}} \times 100$$

$$\text{就職率} = \frac{\text{就職者総数}}{\text{卒業生総数}} \times 100$$

就職者総数とは、就職者に高等学校（または大学）等進学者、専修学校進学者、専修学校（一般課程）等入学者および公共職業能力開発施設等入学者のうち就職している者を加えた数をいう。

専修学校（一般課程）等入学者とは、専修学校一般課程（または専修学校高等課程および一般課程）および各種学校に入学した者をいう。